

## ぐんぎんでんさいネットサービス利用規定(ビジネスネットバンキング利用) 新旧対照表

赤字下線変更箇所

第14条 利用者パソコン障害時の対応 利用者のパソコンが障害等で電子記録の請求等ができない場合は、 <u>書面利用規定を準用し</u> 、書面による請求を認めます。	第14条 利用者パソコン障害時の対応 利用者のパソコンが障害等で電子記録の請求等ができない場合は、書面による請求を認めます。 <u>当行所定の請求書等に記名し、当該取引の決済口座のお届印を押印のうえ、利用申込を行った当行本支店に提出してください。</u>